

不良住宅の撤去に伴う市営住宅の一時使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不良住宅の撤去に伴う住宅困窮者に対し、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第238条の4第4項(行政財産の目的外使用許可)の規定に基づき、一時的な市営住宅の使用を認めることにより、不良住宅の撤去促進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく不良住宅と同水準と判定された住宅及び優良建築物等整備事業制度要綱(建設省住街発第63号平成6年6月23日建設省住宅局長通知)に基づき除却される住宅並びにこれらに準じた住宅
- (2) 撤去対象者 不良住宅に居住する者
- (3) 一時使用 不良住宅の立ち退きから建替住宅への再入居の期間を使用することをいう。

(一時使用の許可要件)

第3条 市長は、市営住宅の公募に支障がない範囲で、不良住宅の撤去対象者が、次の各号に該当する場合に、市の指定する空家住宅の一時使用を許可することができる。

- (1) 市内に居住していること
- (2) 不良住宅に居住していることを証明する書面を提出することができること。
- (3) 諸般の事情により自ら居住する住宅を、他に確保できないこと。

(一時使用の許可申請)

第4条 一時使用の許可を受けようとする撤去対象者は、行政財産使用許可申請書に次の必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 撤去対象者の世帯全員の住民票
- (2) 不良住宅が証明できる書類
- (3) その他必要な書類

(審査)

第5条 市長は、申請書類が提出された場合は、1月以内に審査し、使用を認める場合は行政財産使用許可書を交付し、住宅を斡旋するものとする。

(一時使用できる期間)

第6条 一時使用できる期間は、1年を限度とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、申請によりこれを延長することができる。

(使用料)

第7条 使用料は、使用料の算定基準(昭和51年2月17日付 50川総管財第790号)に基づき算定した額とする。ただし、その額が公営住宅法第16条第2項及び同法施行令第3条に規定する算出方法により算出された近傍同種の住宅の家賃を下回る場合は、近傍同種の住宅の家賃を使用料とする。

(条例等の遵守義務)

第8条 撤去対象者は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するにあたり、川崎市営住宅条例(昭和37年9月28日条例第32号。以下「条例」という。)及び川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年9月28日規則第57号。以下「規則」という。)並びに許可条件を遵守しなければならない。

(明渡し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 条例及び規則等を遵守しないとき。
- (2) 許可条件を遵守しないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(退去修繕費用)

第10条 退去修繕費用は、市営住宅と同様の扱いとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年9月17日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成17年9月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第7条の規定にかかわらず、従前に使用を認めた住宅の使用料については、平成18年3月31日までの間、なお従前の額とする。